

不払い労働は法律違反

労働時間適正化強化月間 (11月・2～3月)



一般的には、所定内労働時間を超えて働いた場合、その時間に応じた割増を含んだ賃金が支払われる。

この支払われるべき賃金が払われないことを「不払い労働」と呼んでいる。

労働基準法上、法定労働時間を超えて働かせる(または法定休日に働かせる)ことが許されるのは、災害その他避けることができない事由によって、臨

不払い労働とは

九州総支部は、11月および2～3月を「労働時間適正化強化月間」に設定し、不払い労働根絶と労働時間の適正化に向け、取り組みを強化する。今号では、不払い労働の問題点と不払い労働根絶に向けた取り組みについて解説する。



8 県伝



発行所
NTT労働組合
九州総支部

〒812-0013 福岡市
博多区博多駅東3-2-28

TEL 092-714-8296
FAX 092-461-2242

発行責任者
田畑忠治
編集責任者
久保里美

旬感

佐賀空港にオスプレイはいらない?



副委員長(佐賀エリア)
井手 雅彦

この「旬感」に、前回も佐賀空港への自衛隊オスプレイ配備問題について触れたが、その時は「沖縄に駐屯する米海兵隊暫定利用や訓練の移転は、最終的に切り離すことが表明された」と伝えていた。しかしながら、参議院予算委員会で安倍首相は、「米軍の訓練の一部を佐賀で行なうことを進めている」と述べたのだ。

当時の中谷防衛相の発言はいったい何だったのか、配備計画の議論が根底から覆されたのだ。これに対し稲田防衛相は、「沖縄の負担を全国で分かち合う前提で、ひとつの例示だった」と火消しに回った。九州防衛局は、「総理の発言は、全国の空港と横並びで検討するとの認識でなされたものと思う」と釈明している

が、まがりなりにも一国の首相が国会の場で発したものを、他者が推測を交えて否定することが通用するわけではない。しかしながら、まずは県民の抵抗感が少ない自衛隊機を受け入れさせ、その次に米軍機を移すシナリオだということは、これまでの事例や動きを見ていると、分かっていたことといえればそれまでであり、まさにそれが浮き彫りになっただけなのである。

防衛省が現時点においてどう否定しようと、自衛隊オスプレイを佐賀空港に配備することは、近い将来、米軍機も配備されることを覚悟しなければならないということなのだ。それらも含めて私たちは、佐賀空港の軍事利用は反対だと訴えるのである。

時が必要がある場合、労使で協議し締結した協定(36協定)による場合——に限られる。

総支部の認識と組合員への要請

不払い労働を生む背

景としては、仕事の仕方、仕事に対する責任感等、さまざまな要因が考えられる。

総支部は、「不払い労働は法律違反であり、決してあってはならない」との強い認識のもと

と、時間外協議ルールの徹底や職場巡回の実施など、すべての職場におけるチェック活動など分会と連携し取り組んでいる。

「労働者は、労働力を提供する一方で、賃金を受け取る権利を持つ」と同時に、不払い



平成26年度上期ゆとり働き甲斐推進委員会もよう

労働は、「自らの労働の価値を下げる行為」「労働基準法違反」であることを再認識していただくとともに、一人ひとりが不払い労働をしないとの強い意識を持って取り組むことで、職場風土づくりに努めていただくことをあらためて要請する。

今後の取り組み

総支部は、11月9日に「ゆとり働き甲斐推進委員会」を開催し、「全組合員の年間総労働時間1800時間内」の実現に向けて労使間

論議を行なうとともに、情宣活動などを通じ、職場における組合員の意識醸成に努める。また、分会においては、職場点検を実施するなど、創意工夫した取り組みを展開することとする。

はっちゃんねる

改善



2ヵ月ほど前、健康管理の巡回相談があり、入院ドックの結果に伴う面談を受けた。血糖値を除く血圧、お腹まわり、中性脂肪が、ほんのわずかだが正常値を上回っており、いわゆるメタボとのことだった。そこで、健康管理の担当者から、改善目標を立てて実行するよう言われ、休肝日の設定と、日々の運動の2つの目標を強制的に立てさせられた。毎月健康管理から、改善されているかメールで状況報告を求められている。現在、夕食後にウォーキングを行なっているが、ウォーキング終了後のアルコールの量が増えているため、なかなか体重およびお腹まわりの改善には至っていない。次回入院ドックまでには改善結果が出るように努力したい。

(深野木 隆一)

ぐるりん読みやすい紙面づくりを

組合員との情報共有を強化

10月25日(火)、第1回分会情宣担当
会議を開催し、2016年度総支部情宣活
動の進め方について認識を合わせた。

はじめに、総支部・
岡本事務局長は、九州
総支部年間活動のす
め方における、分会
機能の充実強化、沖
縄の基地問題をはじめ
とする平和の取り組み
事業運営および人員
政策課題——などの取
り組みについて述べ、
「活動の原点は職場で
あり、組合員との情報



グループワークによる情報交換

な情報提供と、
年齢構成・雇
用形態の多様
化を意識した
親しみをもて
る紙面づくり
をめざし、定
期発行に努め
る、総支部
ニュース等を
補完するもの
として、ホー
ムページの内
容充実とタイ
ムリーな更新



会議もよう

共有のさらなる強化を
図るためにも、最も身
近な分会ニュースの定
期発行をお願いしたい」
などとあいさつした。
次に、総支部から第
1回総支部情宣担当者
会議の報告を行なった
後、2016年度総支
部情宣活動のすめ方
について、総支部ニ
ュースは、タイムリー

な情報提供と、
年齢構成・雇
用形態の多様
化を意識した
親しみをもて
る紙面づくり
をめざし、定
期発行に努め
る、総支部
ニュース等を
補完するもの
として、ホー
ムページの内
容充実とタイ
ムリーな更新

全職場委員研修会を実施

10月18日、労働福祉
会館で、分会部会役員
・職場代表委員・職場
委員・監査委員を招集
し、2016年度全職
場委員研修会を開催し
た。



あいさつする藤本分会長

冒頭、藤本分会長は、
2016年度の年間活
動のすめ方および2
017春闘に向けた取
り組みなどに触れあい
さつした。
続いて、総支部・野
坂組織総括より、年間
活動方針をふまえた
2017春闘へ
の対応、組織
活動の充実強化
に向けた取り組
み、仲間づく
りの推進、今
後の事業運営の
変化をとらえた人員政
策について——など、
2016年度年間活動
のすめ方について提
起した。

ぐるりん 大分分会

その後の意見交換で
は、116セントラの職
場委員から、光コラボ
の進展による業務量の
変化や定年退職等に伴
う人員減耗の中、パツ
クヤード業務の効率化
など、職場環境の変化
に対する考え方について
質問があり、総支部・
野付交渉総括より、1
16セントラにつ
いては、各県域
センタで今後ど
のように業務運
営を行なうのか
について、現時
点具体的な会社
提案はないが、「各種
雇用制度などを勘案し
つつ、雇用確保を第一
義に議論していく」と
の见解が示された。
最後に2016年度
予算確定について、全
体で確認し閉会した。
(大分分会 後藤 賀子)



研修会もよう

宮崎県の顧問弁護士新たに



中央が前田弁護士

10月22日、宮崎県では「井之脇寿一」弁
護士の退任に伴い、NTT労組弁護団と
「前田裕司」弁護士との調印式を行なった。

50周年
キャンペーン 実施中

賞品プレゼントの応募企画が満載!

今すぐアクセス!

スマートフォン・
ケイタイをご使用の
方は、右のQRコードをお遣いください。

電通共済生協 検索

電通共済生協グループ